

教職員の自由と権利を奪う 「政治活動制限・労使関係条例」 の制定を許すな

橋下「大阪維新の会」府議団が、昨年9月府議会に提出した「政治活動制限条例案・労使関係条例案（「新2条例案」）」は、制定を許さない府民共同の広がり、公務員の政治活動について認めるといふ最高裁判決（昨年12月7日）が出されるなかで、3度の府議会で採決できず、継続審議となつています。

しかし、「大阪維新の会」幹事長でもある松井知事は、この9月議会に改めて知事提案する動きです。

そこで、泉北教組は「知事提案をさせない全職員署名」（左）に取り組みますので、ご協力をお願いします。

（最終集約10月末）

「政治活動制限条例」「労使関係条例」を提案しないよう求める全職員署名

8月2日、松井知事は、憲法で保障された政治的自由や労働組合活動を制限する「政治活動制限条例」「労使関係条例」を9月議会に提案することを表明しました。これらの条例は、昨年、維新の会府議団が提出したのですが、その後も議会の合意が得られず、3度にわたり継続審議となっています。松井知事はこの間、「府職員は公務員である立場を踏まえた対応をしている」「地公法を上回る規制は必要ない」と条例の必要性を否定していました。

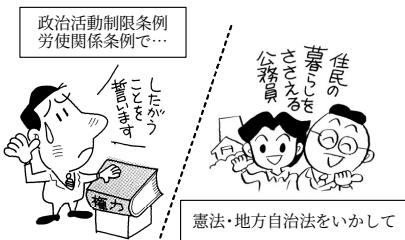
それが一転し、松井知事は、「大阪都構想のため設置された、府市大都市局の職員が「日本維新の会」の参院選へむけた決起集会があることを知らせるメールを庁内に発信したこと」を唯一の理由に、条例提案を表明しました。しかしこの件は「維新の会」自らが質すべき不当な政治行為であって、それを府の職員全体の問題にすりかえることは断じて許されません。

昨年12月7日、公務員の政治活動について認める最高裁判決が出され、「政治活動制限条例」制定は憲法に反するものです。また「労使関係条例」制定は、「公務員の労働基本権を保障するよう」ILOから日本は継続して勧告を受けており、世界の流れから逆行するものです。

これらの条例のねらいは、職員の思想・良心の自由や労働基本権を不当に制限することで、労働組合・職員への統制を強め、子どもや住民の声を聞くより、上司の命令だけを聞く、「権力の忠実なしもべ」へと変質させることです。

私たちは、府職員・教職員が「憲法の担い手」として、職場で自由闊達に意見を出し合い、良質な住民サービスの向上のために仕事ができる職場、どの子にもゆきとどいた教育のできる職場を守るため、「政治活動制限条例」「労使関係条例」を提案しないことを求めます。

Your choice?



大阪府知事 松井 一郎 様

氏 名	氏 名

大阪府関連労働組合連合会（府職労・大教組）
職場名（ ）

和泉市「小中一貫校」問題 第3回要望書を提出

和泉市教育委員会が、建設を予定している「小中一貫校」問題で、泉北教組は2月と5月に市教委と交渉を行ってきました。その後の新たな動き、①和泉市議会本会議で、平成25年度和泉市一般会計補正予算が可決されたが、3会派8名の議員が反対。予算案採決に先立つ討論では、反対した3会派（共産党・清和会・緑風クラブ）の代表が反対する理由に「小中一貫校設計委託料」が予算に含まれていることをあげる。補正予算で8名もの議員が反対し、しかもいづれも、小中一貫校建設問題を理由にしていることは、この間の和泉市教育委員会の動きがあまりにも唐突で性急過ぎるため、いかにこの問題で市民合意が得られていないかを物語る。

開された議事録・資料等から、「施設一体型小中一貫校」建設の重要な目的の1つに学校統廃合があることが明らかに。これはこれまでの教育委員会の説明に全く無かった内容。

③和泉市教育委員会のホームページに「小中一貫教育」についての文書がアップされ、「小中一貫教育連絡協議会」の要項や名簿が発表されたが、保護者代表が参加していない。

を受け、泉北教組は以下の3項目の要望書を提出する予定です。

①全中学校区で、小中一貫教育についての住民説明会を開催すること。

②「小中一貫教育」を口実にした学校統廃合を行わないこと。

③「小中一貫教育連絡協議会」に保護者代表を参加させること。

